

桑名市地域包括ケア計画

2024（令和6）年度における 各施策、事業の目標および方向性一覧【案】

令和6年8月

大分類	介護保険制度全般	中分類								
事業名	要介護認定、要支援認定									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
62	介護高齢課				○	○		○	○	
事業等の概要		現状と課題								
■要介護認定、要支援認定の公平性、客観性を保つために、主治医向け研修会や認定調査員勉強会等を定期的開催し、認定調査票及び主治医意見書の記載方法や内容の平準化に努めています。 ■一方、高齢者の増加に伴い要介護認定等の申請も増加傾向にあり、30日以内の認定が難しくなっています。		○高齢者の増加に伴い要介護認定等の申請も増加傾向にあり、30日以内の認定が難しくなっていることから、ICTの活用により、認定事務の効率化、省力化に取り組んでいます。 ○第8期中は、認定審査会のオンライン開催、認定の進捗や審査会日程及び認定結果のオンライン公開、認定調査員支援システムの導入に取り組みました。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○引き続き、公平性、客観性を保った要介護認定、要支援認定に努めます。 ○審査会資料のデジタル化など、事務の効率化、省力化により一層取り組みます。										

大分類	介護保険制度全般	中分類								
事業名	事業所の適切な運営支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
63	介護予防支援室			○	○	○		○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■介護保険サービス等が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業所に係る指定に関する事項や、人員・設備・運営等に関する基準、保険給付に関する事項等について、事業所からの相談に応じるほか、法に定められた権限を行使し、運営指導や集団指導、監査、業務管理体制の確認検査等を実施します。 ■利用者からの介護保険サービスに関する苦情相談、高齢者虐待防止法に基づく介護施設従事者等による高齢者虐待に関する対応を行います。 ■上記の各対応に当たっては国や三重県、三重県国民健康保険団体連合会と連携、協力を図ります。		○運営指導の受入により、事業所の業務負担が増大します。 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、オンライン形式による集団指導を毎年度実施しました。 ○指定申請関係書類を初めとする各種文書の押印廃止や厚生労働省より開発している「電子申請届出システム」の利用を開始しました。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
		○厚生労働省の「介護保険施設等運営指導マニュアル」等に即して、効率的でメリハリのある運営指導とすることで、事業所の負担軽減を図りながら、各事業所への運営指導を実施します。 ○引き続き、集団指導をオンライン形式で実施することで、受けやすい環境を構築し、負担軽減を図ります。 ○法令や国の通知等を踏まえながら、提出書類の見直しや申請手段の拡充等、事業所の負担軽減に努めます。								

大分類	介護保険制度全般	中分類								
事業名	災害・感染症対策									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
64	介護高齢課、介護予防支援室				○	○		○	○	
事業等の概要		現状と課題								
■桑名市では、2020(令和2)年度の災害対策基本法の改正による「避難行動要支援者名簿」の作成を行い、自治会等へ提供しています。 ■介護事業所等の防災及び感染症対策については、運営指導において事業所の防災訓練や感染症対策状況を確認するとともに、必要な指導を行っています。		○2023(令和5)年度には、市内事業所の非常災害・感染症への対応力向上のため、災害時の高齢者の安全確保と必要なケアの継続を目的として、「介護事業所向け業務継続計画(BCP)策定研修会」を開催しました。 ○避難行動要支援者名簿に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、令和4年度から福祉専門職等のご協力をいただき進めています。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○非常災害や感染症によるクラスターが発生した場合に、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を引き続き行います。 ○防災部局と連携し、福祉避難所の設置拡大に向けて事業所に働きかけを行います。 ○防災部局と連携し、要支援者を災害から保護等を円滑に行うため避難行動要支援者名簿を作成します。また、三重県介護支援専門員協会桑名支部と連携し、個別避難計画の作成を促進し、避難において支援が必要な高齢者の安全確保に努めます。 ○事業者の防災・災害対策に関する意識をさらに高めてもらうため、防災部局と連携し、避難確保計画の作成や見直し、訓練実施の周知等を行い、いざという時に必要な行動がとれるよう周知を行います。										

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業																			
事業名	総合事業訪問介護サービス（旧介護予防訪問介護 相当サービス）																					
計画掲載頁	担当課等	施策の柱																				
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9												
66	介護予防支援室	○		○																		
事業等の概要			現状と課題																			
■「介護予防・生活支援サービス事業」中の「旧介護予防訪問介護に相当するサービス」であり、内容も従前の介護予防訪問介護に準じます。			○第8期においては、従前の介護予防訪問介護の基準に基づき訪問介護相当サービスを提供しました。 ○利用者数、給付実績共に増加傾向にあります。 ○訪問介護職員の高齢化が進み、介護職員の中でも特に人材不足が深刻となっており、訪問介護職員の確保・育成が課題です。																			
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標			[方向性] 継続																			
○自立支援・重度化防止の観点強化する遵守事項を定めた上で、現行のサービス制度を継続するとともに、訪問介護職員を含めた介護職員の人材確保策を新たに検討します。																						
<table><tr><td>区 分</td><td>2024(令和6)年度</td><td>2025(令和7)年度</td><td>2026(令和8)年度</td></tr><tr><td>延べ利用者数(人／年)</td><td>1,524</td><td>1,572</td><td>1,620</td></tr><tr><td>事業費（千円／年）</td><td>40,251</td><td>41,500</td><td>42,751</td></tr></table>											区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	延べ利用者数(人／年)	1,524	1,572	1,620	事業費（千円／年）	40,251	41,500	42,751
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																			
延べ利用者数(人／年)	1,524	1,572	1,620																			
事業費（千円／年）	40,251	41,500	42,751																			

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業								
事業名	えぷろんサービス（訪問型サービスB）[住民主体による支援]										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
67	介護予防支援室、介護高齢課	○		○							
事業等の概要		現状と課題									
■桑名市シルバー人材センターに委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供しています。		○利用実績は、利用見込みに対して低調に推移しています。 ○えぷろんサービスに就業できるシルバー人材センターの就業会員の確保や資質向上を図る必要があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 継続											
○サービスの内容として、訪問介護で実施できる掃除・洗濯・買い物・調理等以外にも、外出支援や話し相手もあることなど、サービスの独自性を周知しながら、普及に努めていきます。 ○サービス内容について、引き続きシルバー人材センターと協議しながら、改善を図っていきます。また、会員に対し、「認知症サポーター養成講座」の受講を勧奨し、更なるサービスの質の向上にも努めます。											
区 分		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度							
利用時間数(時間/年)		400	400	400							
事業費(千円/年)		336	336	336							

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業								
事業名	いきいき訪問（訪問型サービスC）[短期集中予防サービス]										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
68	介護予防支援室、介護高齢課	○		○							
事業等の概要			現状と課題								
■リハビリテーション専門職が、利用者の生活の場におけるアセスメント及びモニタリングに関与し、生活機能向上のために必要な環境調整や介護職等との連携を強化することで、自立支援を推進し、「生活の場」(居宅や社会参加の場など)での「参加」・「活動」の実現を目指します。 ■ケアプラン作成前のケアマネジャーのアセスメントに同行訪問することで、アセスメント支援やケアマネジメント力向上につなげます。 ■医師の指示書は必要としません。			○新規の事業所登録や、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の登録者数が増加し、それぞれの専門性を活用できる体制は整ってきましたが、アセスメント支援としての位置づけの周知、活用が十分にできていません。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 継続											
○アセスメント支援としての活用について、介護支援専門員に対し利用促進を図るとともに、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士ヘリエイブルメントの視点も含めて支援のコンセプトを再周知します。 ○いきいき訪問及びぶくらしいいきいき教室の指定事業所に対して、事業や支援のコンセプトを共有できる研修会の開催や、事業所同士の連携が取りやすい仕組みづくりを検討します。 ○新規指定(又は委託)する場合は、引き続き、配置するリハビリテーション専門職が、市の指定する研修を受講することを要件とします。											
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度					
利用者数(人／年)		98		99		100					
事業費(千円／年)		974		984		993					

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業							
事業名	栄養いきいき訪問（訪問型サービスC）[短期集中予防サービス]									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
69	保健医療課、介護予防支援室	○		○						
事業等の概要			現状と課題							
■栄養に関してリスクを抱える高齢者に対して、生活機能の維持及び向上を図り、要介護状態等となることの予防はもちろん、楽しみや生きがいである「食べること」を通じて、低栄養予防及び低栄養の早期改善並びに生活の質の向上を支援することを目的とします。 ■三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供しています。			○栄養リスクのある人については、既に医療機関や他のサービスの指導や助言を受けていることも多く、利用者数が伸びていません。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○利用実績は少数ですが、サービス提供内容は充実しており、サービスの周知を強化します。対象者への周知方法について、チラシの改良や配付場所等の工夫により利用者の増加を図ります。 ○ハイリスクになる前の高齢者の栄養に関する意識を高めてもらう活動も並行して実施します。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
利用者数(人／年)		8		9		10				
事業費(千円／年)		52		52		52				

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業							
事業名	「通いの場」応援隊（訪問型サービスD）〔移動支援〕									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
70	介護予防支援室、介護高齢課	○	○	○						
事業等の概要		現状と課題								
■移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供します。具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用しています。		○新型コロナウイルス感染症の流行後の影響や支援者の高齢化等により、利用が減少しています。 ○介護支援ボランティア制度を活用していることから、地域住民の意識により、サービスを安定して提供できない場合が想定されます。 ○担い手について、介護支援ボランティア制度を活用していることから、65歳以上しかポイントが付与されません。 ○「移動支援」のニーズは、家庭環境、地域、社会資源など様々な要因により多様であり、十分に対応できていません。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		〔方向性〕 継続								
○「住民主体」の「ちょっとそこまで」という助け合いの事業の趣旨は維持し、理解を求めています。 ○「移動支援」のニーズは多様ですが、対象者については「健康・ケア教室」「シルバーサロン」を利用するなどの社会参加が促進できる支援を、引き続き最優先します。 ○介護支援ボランティア制度のポイント付与対象について、拡大することを検討していきます。 ○生活支援コーディネーター等と協働し、地域の事情を踏まえ、現行制度とは別枠での「移動支援」検討を、可能な範囲で進めます。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
実提供人数(人／年)		3		4		5				

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業		中分類	介護予防・生活支援サービス事業						
事業名	総合事業通所介護サービス（通所型サービスA）〔緩和した基準によるサービス〕									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
71	介護予防支援室	○		○						
事業等の概要			現状と課題							
■「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)」です。 ■本市では、利用者の認知機能やADL、IADLの維持、低下予防を推進するため、第8期に全国一律の基準による通所介護相当サービスを桑名市独自の基準による通所型サービスAに移行しました。			○利用者数、給付実績は、2021(令和3)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により少なくなりましたが、2022(令和4)年度は増加しており、計画値を上回る傾向にあります。 ○事業所連携加算は、2グループ15事業所が参加し、資質向上に向けたより専門性の高い研修を実施しており、一定の評価ができます。 ○介護支援ボランティア加算、チームオレンジ加算の算定が少ないです。 ○報酬体系の複雑さから、報酬請求事務の負担が重くなっています。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標			〔方向性〕 継続							
○認知症を含めた自立支援・重度化防止のための「機能改善・役割創出」の重要性に鑑み、国の報酬改定に準ずる報酬の見直しを実施した上で、現行の通所型サービスAを継続します。 ○報酬体系を回数単価報酬に統一する等により、制度や請求コードの整理、簡素化を行います。 ○加算等についての情報提供を行い制度の普及促進を行います。										
区 分		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度					
延べ利用者数(人／年)		5,004	5,160		5,316					
事業費(千円／年)		134,170	138,333		142,502					

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業							
事業名	シルバーサロン（通所型サービスB）〔住民主体による支援〕									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
72	介護予防支援室、介護高齢課	○	○	○						
事業等の概要		現状と課題								
■「既存の地域資源を有効に活用する」という考え方にに基づき、地区社会福祉協議会が開催している既存のサロンを「通所型サービスB」として位置付けています。要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民に向けて、地域住民が相互に交流する場、介護予防に資する場として、茶話、体操、レクリエーション及び認知症予防等の内容を実施しています。 ■一般的な「通いの場」との違いを明確化するために、介護予防により効果的な内容等での実施、介護支援ボランティアの受け入れなど高齢者の社会参加促進等への重点化を図っています。		○「通所型サービスB」としての対象者（基本チェックリスト該当者等、以下「事業対象者」）に対する認識が十分浸透していません。また、利用者が固定化し、新規の参加者が少ないところもあります。 ○多様な地域資源（「通いの場」）が創出される中、長い歴史を持つ「シルバーサロン」の位置づけについて検討が必要です。 ○サロンスタッフの事務負担軽減に向け「事務お助け隊」事業を導入しましたが、活用が不十分です。 ○まちづくり協議会を併設している地区については、事業の目的が重複する場合に、連携が十分取れない懸念があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		〔方向性〕 継続								
○対象を明確にし、他の地域資源（「通いの場」）と差別化を図ります。 ○「事務お助け隊」事業の委託先である社会福祉協議会と連携し、サロンスタッフの事務負担軽減、作業の効率化等を検討します。 ○生活支援コーディネーターと協働し、まちづくり協議会の活動状況も把握しながら、より良い取組みを検討します。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
開催回数(回／年)		1,160		1,200		1,240				
事業費（千円／年）		3,000		3,300		3,600				

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業								
事業名	健康・ケア教室（一般介護予防事業〔介護予防普及啓発事業〕・通所B〔住民主体による支援〕）										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
73	介護予防支援室、介護高齢課	○	○	○							
事業等の概要		現状と課題									
■地域において医療・介護専門職を抱える重要な地域資源である医療機関及び介護事業所は、医療や介護を必要とする人に対し、医療・介護サービスを提供する拠点であることに加え、医療・介護・健康等の専門職及び地域住民等のボランティアと協働し、高齢者やその家族が気軽に立ち寄り相談できる包括的な生活支援の拠点としての役割を果たすことが期待されます。 ■そこで、要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民に向けて、専門職等による健康相談、運動、口腔、栄養、認知等に関する介護予防教室(健康・ケア教室)を開催する事業所について、費用の助成を行っています。		○コロナ禍により、登録事業所、利用者ともに減少しています。 ○健康・ケア教室の利用によりフレイル予防が期待できる利用者は、徒歩等、自力で教室まで通うことが難しく、送迎等の支援が必要です。 ○介護予防・生活支援サービス事業として、事業対象者の確認が十分ではありません。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
		〔方向性〕 継続									
○現行の補助金に加え、送迎を実施した際の加算を行うことで自力で教室まで通うことが難しい利用者の送迎実施を促進するとともに教室実施に伴う事業所の費用負担を軽減し、登録事業所の増加を図ります。 ○基本報酬を一般介護予防事業、送迎加算を通所型サービスBと位置付けることにより、事業対象者に関する課題を整理します。											
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度								
開催箇所数(か所／年)	29	30	31								
事業費(千円／年)	3,400	4,000	4,600								

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業								
事業名	くらしいきいき教室（通所型サービスC）〔短期集中予防サービス〕										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
74	介護予防支援室、介護高齢課	○		○							
事業等の概要			現状と課題								
■生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対して、リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が、①送迎を伴う通所による機能回復訓練等、②訪問による生活環境調整等を組み合わせることで一体的に提供することで、「活動」、「参加」を促進します。			○新規の通所型サービス利用者の約1／3が利用している一方で、事業所がない圏域があるため、サービスの利便性に地域差があります。 ○リエイブルメントの視点において、支援者間にばらつきが生じていることが危惧されます。 ○利用時間が異なる等場合（入浴、食事の有無等）でも、同じ単価設定となっています。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標			〔方向性〕 継続								
○新規参画事業所の公募を行います。 ○いきいき訪問及びくらしいきいき教室の指定事業所の全体的な資質向上に向けた研修会の開催や事業所同士の連携が取りやすい仕組みづくりを検討するとともに、地域包括支援センターや介護支援専門員等支援者も含めて、リエイブルメントの視点等、事業のコンセプトの再周知を行います。 ○報酬改定や実情に合わせて、単価設定の見直しを検討します。 ○引き続き、サービスの提供状況に関する情報の公表、「地域ケア会議」に対する協力、短期集中サービス事業所の全体的な資質向上に向けた事業所連携、研修などへの参加に努めること等を遵守事項とします。 ○通所サービスを新規に利用する際には、最初に利用することを推奨します※。 ※ただし、十分なケアマネジメントの結果、その他の通所型サービスが有効であると認められる場合にはこの限りではありません。											
区 分		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度						
延べ利用者数(人／年)		638	644		658						
事業費(千円／年)		16,723	16,890		17,058						

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	介護予防・生活支援サービス事業								
事業名	介護予防ケアマネジメント										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
75	介護予防支援室	○		○							
事業等の概要			現状と課題								
■要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者がアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、総合事業のサービス等が適切に提供されるよう実施しています。			○介護予防ケアマネジメントは介護予防支援も含めて、約7割が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託されており、地域全体での支援が進んでいますが、委託先はやや限定的です。 ○介護予防支援の指定事業所に、居宅介護支援事業所が追加され、地域包括支援センターによる介護予防支援に対する関与（ケアマネジメント支援等）が難しくなるため、介護予防支援も含めた予防プランに対する包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化が必要となります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標			[方向性] 継続								
○介護予防ケアマネジメント等を地域全体で支援ができるよう、地域包括支援センターとともに、居宅介護支援事業所と協働できるより良い方法を検討していきます。 ○介護予防ケアマネジメント等に対する包括的・継続的ケアマネジメントの在り方や、その手段の一つとして、地域ケア個別会議、「いきいき訪問」によるアセスメント支援等のより効果的な活用方法も併せて検討していきます。											
区 分		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度		2026(令和8)年度						
延べ利用者数(人／年)		3,800	3,900		4,000						
事業費(千円／年)		19,400	21,340		23,470						

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業								
事業名	介護予防把握事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
79	介護高齢課、介護予防支援室、地域包括	○	○							○	
事業等の概要		現状と課題									
■介護予防に資するサービスの提供を実現するためには、早期に一定のリスクを抱える高齢者を把握することが重要です。そのため、「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施しています。 ■相談員を各地域包括支援センターに配置し、相談支援やアウトリーチ等を行っています。 ■ニーズ調査に基づくデータの活用等により、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者（要介護認定者等を除く）を対象として、相談員や各地域包括支援センター職員等が戸別訪問を実施しています。		○ニーズ調査の結果のデータに基づき、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者に対して、相談員等にて訪問や相談支援をしています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 継続											
○ニーズ調査の結果の活用等により、閉じこもり等の一定のリスクを抱える高齢者（要介護認定者等を除く）を対象として、引き続き、相談員や各地域包括支援センター職員が戸別訪問を実施します。 ○ニーズ調査から対象者を抽出し、健康や生活状態等を確認するとともに、必要に応じて、医療や介護サービス、多様な社会参加の場等につなぎます。 ○ニーズ調査は、国の動向も注視し、より適切な調査方法について検討していきます。											

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業																			
事業名	栄養バランス食の地域共食応援事業																					
計画掲載頁	担当課等	施策の柱																				
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9												
80	保健医療課、介護予防支援室	○	○	○																		
事業等の概要		現状と課題																				
■低栄養の予防、健康維持、日頃の活動等を行うために、栄養バランス食を習慣的に摂ることが大切です。		○第8期までは、食生活改善のための料理教室を、桑名市食生活改善推進協議会に委託して実施していましたが、孤食になりがちな人等が地域の身近な場所で共食ができる場の提供の観点において不十分な面があり、必要と思われるすべての高齢者には実施できていないのが実情です。																				
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標																						
[方向性] 継続																						
○主に団体(概ね65歳以上の高齢者)を対象とし、当該団体が栄養バランス食を地域で共食する場を創出する際の支援を行います。																						
○栄養バランス食を実際に食べて実感してもらい、普段の食習慣の参考にしてもらいます。																						
<table><tr><td>区 分</td><td>2024(令和6)年度</td><td>2025(令和7)年度</td><td>2026(令和8)年度</td></tr><tr><td>参加者数(人／年)</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr><tr><td>事業費(千円／年)</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td></tr></table>											区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	参加者数(人／年)	30	30	30	事業費(千円／年)	110	110	110
区 分	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度																			
参加者数(人／年)	30	30	30																			
事業費(千円／年)	110	110	110																			

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業							
事業名	口腔機能低下予防事業									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
81	保健医療課、介護予防支援室	○	○	○						
事業等の概要		現状と課題								
■歯や口腔の健康は、食を通じた心身の健康維持だけでなく、高齢者の生活の質(QOL)にも大きく関わります。歯周病や口腔機能低下を防ぐためには、セルフケアと定期的な歯科検診が大切です。地域で多くの高齢者と関わる支援者により、その意義についての気づきを促し、口腔機能低下予防のための働きかけを行うとともに必要に応じて歯科医療機関と連携します。		○第8期まで実施していた「お口いきいきプログラム」では対象者が口腔機能低下を自覚する前もしくは疑われる状況の早い段階で専門職が関わることができましたが、協力医療機関の患者に限られたため、地域全体の働きかけとしては難しいのが実情でした。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○各地域包括支援センター職員など高齢者と関わる専門職に、歯科保健の視点を持って対応してもらえるよう、桑員歯科医師会の協力のもと、歯科口腔に関する研修の機会を提供(間接的支援)します。										
○歯科医療が必要な場合は、歯科医院と円滑に連携できる体制づくりに努めます。										

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業								
事業名	ささえあい支援事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
82	介護予防支援室、介護高齢課	○	○								
事業等の概要		現状と課題									
■地域住民が主体となり、支援が必要な高齢者等に対して、日常生活における多様な困りごとに対する支援を行います。活動団体に対して補助金が交付されます。		○地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、民間団体等、様々な主体が取り組んでいますが、担い手の高齢化が進んでいるところあり、支援内容がやや限定的になっている可能性があります。 ○地域住民の互助の広がりと、高齢者の活動・役割の創出に期待が寄せられていますが、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会など様々な主体が想定される中、各主体間の連携に時間を要しています。 ○介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられていたため、対象者（要支援者、「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民）が限定される等、柔軟な対応が困難であったと考えられます。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○対象者等が限定されず、柔軟に対応できるよう、事業の位置付けを介護予防・生活支援サービス事業から一般介護予防事業へ変更します。 ○生活支援コーディネーターと協働し、支援が必要な高齢者が日常生活において必要とする多様な困りごとの内容等を改めて考慮したうえで、地域住民の意見も踏まえ、既存活動の活性化、横展開を促す方策を検討していきます。 ○活動の「見える化」を進め、地域での意識の共有化を図り、地域力の向上を目指します。											

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業								
事業名	高齢者サポーター養成講座										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
83	介護予防支援室、市社会福祉協議会	○	○								
事業等の概要		現状と課題									
■地域住民を主体とする「サポーター」の活動や「通いの場」の運営が促進されるよう、また、高齢になっても「支える側」として活動できるようボランティアを育成する「高齢者サポーター養成講座」を、地域の状況に応じて生活支援コーディネーターが開催しています。		○地域の状況に応じて開催する形式のため、開催のない地域があります。 ○受講後、具体的なサポーター活動に結び付かないことも少なくありません。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○生活支援コーディネーターによる、地域の状況に応じた講座開催、そこからのサポーター活動への発展に向けて、再度講座の実施形態等の検討を行います。											

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業								
事業名	介護支援ボランティア制度										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
84	介護予防支援室、市社会福祉協議会	○	○								
事業等の概要		現状と課題									
■高齢者のボランティアを始めとする社会参加は、高齢者の介護予防に資するものです。このため、2010(平成22)年度から「桑名市介護支援ボランティア制度」を開始しました(桑名市社会福祉協議会に委託)。 ■介護保険関係事業所等において介護支援ボランティア活動に参加した実績に応じた評価ポイントを付与し、それに応じた転換交付金を支給しながら、高齢者の介護予防に資する社会参加を促しています。		○新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ボランティアの受け入れを中止せざるを得なかった事業所がほとんどでしたが、感染状況を確認しながら感染防止対策等を講じてボランティアの受け入れを再開してきています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○ボランティア活動に関心のある高齢者はもとより、あらゆる高齢者にボランティア登録を促しながら、ボランティア登録者数の増加を図ります。 ○ボランティアの活動の場が広がるよう、介護事業所等に登録を働きかけるとともに、現在登録している事業所においてはボランティアの受け入れを促していきます。こうしたことにより、高齢者の活躍の場を広げ、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。 ○さらに新たな受入機関の可能性についても検討していくとともに、活動場所や年齢層の拡大など、ボランティア活動の裾野の拡大(地域力の拡大)についても検討していきます。											

大分類	介護予防・日常生活支援総合事業	中分類	一般介護予防事業							
事業名	「健康・ケアアドバイザー」派遣									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
85	福祉総務課、保健医療課、介護予防支援室	○	○	○						
事業等の概要		現状と課題								
■地域住民を主体とする「通いの場」が人と人とのつながりを通じて充実し継続的に運営され、介護予防に資する取組が推進できるよう、医療・介護・リハビリテーション等専門職（以下、専門職）が地域住民の主体性を阻害しない形で定期的に関与することは重要です。 ■このため、高齢者をはじめとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、専門職を「健康・ケアアドバイザー」として派遣しています。		○健康・ケアアドバイザーの主旨や内容の理解が、市民や地域の専門職にまだ十分進んでいません。 ○派遣される健康・ケアアドバイザーが限定的であり、貴重な地域資源である地域の専門職の関与や連携が十分にできていません。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										[方向性] 継続
○改めて市民に対して周知及び利用促進、地域の専門職に対して事業の周知及び健康・ケアアドバイザーへの登録勧奨を行っていきます。 ○関与する健康・ケアアドバイザーは、市が定める一定の研修を受け、市に登録を行います。										

大分類	包括的支援事業	中分類	地域包括支援センターの運営								
事業名	総合相談支援事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
89-93	介護予防支援室、地域包括							○		○	
事業等の概要		現状と課題									
■地域包括支援センターは、市の委託を受けた準公的機関として、地域包括ケアシステム構築にあたり重要な役割を担うことが期待されています。 ■三職種（保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）と介護支援専門員で1チームとし、1つの地域包括支援センターに2チームを配置し、それに加え地域包括支援相談員、生活支援コーディネーターを配置しています。 ■地域包括支援センターの運営の委託に当たり、包括的支援事業の実施の方針を示すものとされており、市ではこれを地域包括支援センター事業運営方針として提示します。 ■この方針に基づき、毎年度、本協議会において実績評価を行います。PDCAサイクルを循環させ、地域包括支援センターの機能向上を図っています。		○人員確保が十分でなく、地域包括支援センターによっては職員の配置数に不足が生じています。 ○高齢者人口の増加に伴い、相談件数の増加、さらに8050問題など複合的な相談も増加していること等により、地域包括支援センターの業務負担が大きくなっています。 ○毎年度提示している地域包括支援センター事業運営方針が、各職員に十分浸透していない懸念があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たす機関として、十分に機能が発揮できるように人員確保が促進されるよう、市独自の配置基準について見直しを検討します。 ○増加する複雑化・複合化した福祉課題に、的確に対応できるよう、「福祉なんでも相談センター」や関係機関との連携を強化し、さらに「重層的支援体制整備事業」における「包括的な相談支援」を担う機関として、多機関協働による具体的な支援に迅速につなぐ等、地域共生社会の実現に向けた相談支援体制の充実を推進します。 ○実績評価等については、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において適切に実施し、業務の質の向上に活かせる評価手法、活動報告等を検討します。 ○地域包括支援センター事業運営方針を毎年度提示し、桑名市の方針を明確化するとともに、地域包括支援センターに対してのマネジメント(管理)機能を十分に発揮できるように担保していきます。また、職員の職種等に応じた部会においても、地域包括支援センター事業運営方針をもとに、規範的統合が図られるよう協議し、それぞれの職種の視点に基づき、チームプレーを推進していきます。											

大分類	包括的支援事業	中分類	地域包括支援センターの運営							
事業名	権利擁護の推進									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
93-96	介護予防支援室、障害福祉課、市社協								○	○
事業等の概要		現状と課題								
■高齢者虐待を防止するためには、地域の関係者で相互に連携して対応することが重要です。2008(平成20)年度以降、桑名市では高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置しています。 【高齢者虐待防止対策】 ①周知・啓発 ②ネットワークの構築 ③関係機関との連携を実施し、体制整備の強化を図っています。 【高齢者虐待への対応】 各種法律に基づき、対応方針検討のため多職種で会議を行い、本人及び養護者等様々な立場を考えながら支援を行っています。 【社会的孤立者等への対応】 早期に課題を把握するため、ニーズ調査を活用したアウトリーチ訪問を行っています。		○「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を開催し、高齢者虐待等の現状や課題、虐待防止の対策や取組内容、事例検討を行っています。 【高齢者虐待防止対策】 ① 周知・啓発 介護支援専門員や介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」を定期的に開催し、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用しています。虐待の未然防止、早期発見のための周知・啓発は継続的に行う必要があります。 ② ネットワークの構築 早期発見や見守り体制、再発防止のため、地域の関係者や関係機関と既存のネットワークを活用し、連携対応しています。セルフネグレクトや養護者に該当しない者からの虐待、消費者被害など、法に準じる対応が求められる事案が増えており、法律専門職や医療職・専門機関等とも連携								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を定期的に開催し、地域の関係者の参画を得て、以下の取組事項について協議します。 【高齢者虐待防止対策】 ① 周知・啓発 引き続き、早期発見・早期対応の重要性について、関係機関や地域等、対象に合わせた研修会の開催や周知方法及びツールの作成について検討していきます。 ② ネットワークの構築 権利擁護支援に関する様々な既存のネットワーク(中核機関の地域連携ネットワークや重層的支援体制整備事業等)との更なる連携によって、早期発見や見守り体制、介入支援の充実を図ります。 ③ 関係機関との連携 高齢部門だけでは対応できない複合的な課題については、地域支援調整会議等の開催を通して、関係機関や他部署との連携										

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分							
事業名	地域ケア会議推進事業（圏域会議）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
99	介護予防支援室						○			○
事業等の概要		現状と課題								
■各圏域単位で生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センター、保健医療課などが参加し、地域活動の情報共有から、地域課題の分析・抽出、地域づくり・資源開発などに向けた取組を議論しています。		○各圏域で、地域課題の分析・抽出、地域づくり・資源開発などに向けた議論の内容が、多様化する課題やニーズに対応できてない可能性があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○各圏域で多様化する課題やニーズに応じた資源開発、地域づくりなどが行われるよう、引き続き生活支援コーディネーターが中心となり、議論を行っていきます。										
○地域ケア個別会議や総合相談等における個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を抽出した上で、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげていく流れを明確にしていくために、圏域会議を有効に活用できるよう取り組んでいきます。										

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	地域ケア会議推進事業（地域支援調整会議）										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
100	介護予防支援室						○			○	
事業等の概要		現状と課題									
■地域の高齢者世帯における困難事例の解決のため、地域包括支援センターが桑名市と連携して、地域支援調整会議を開催しています。		○各地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待、成年後見制度、生活困窮等の困難事例対応に際して、介護保険事業者や医療機関、民生委員等の関係機関の参加を得て、課題解決のための会議を適宜開催しています。 ○「共生型」「認知症型」と位置づけ、目的別に開催することで課題の整理や共有に努めました。2022(令和4)年度より、桑名市では重層的支援体制整備事業が開始され、高齢部門だけでは対応が困難な、課題が複雑化・複合化した「共生型」に位置付けた事例については多機関連携事業につなぎ、重層的支援会議において課題解決に向けて支援の方向性を共有しています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○高齢者虐待、多分野・多問題等の支援が困難な事例に適切に対応するため、引き続き、各地域包括支援センターの主催により適宜開催します。開催にあたっては、高齢者施策に係る支援者、支援機関以外にも、関係機関や関係者に出席を広く呼びかけ、情報共有とより良い支援方針を協議する場とします。 ○「共生型」「認知症型」の位置づけは終了し、各地域包括支援センターが開催する個別の困難事例等の会議については、地域支援調整会議と位置付けます。また、地域支援調整会議だけでは対応が困難な課題が複雑化・複合化した世帯については、多機関連携事業につなぎ、重層的支援会議に参加し、各支援機関等と連携を図りながら、課題解決能力の向上を目指します。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	地域ケア会議推進事業（地域ケア個別会議）										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
101	介護予防支援室、地域包括、保健医療課、市社協						○			○	
事業等の概要		現状と課題									
■地域ケア個別会議は、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援を「机上の空論」から「現場の実践」へ転換することと、高齢者の自立支援に向けたマネジメントを「個人プレー」から「チームプレー」へ転換していくことを趣旨とし、多職種協働によるケアマネジメント支援により、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につながる重要な会議となっています。		【地域生活応援会議：要支援】 ○参加者の負担軽減のため、提出書類や開催回数削減、Web形式への変更等を行いました。Web形式での双方向のコミュニケーションの難しさや、OJTの機会減少等により、自立支援に向けたケアマネジメント支援の場として十分機能していません。 ○圏域会議等との連動や、生活支援コーディネーターとの協働による地域資源の開発や、資源とのマッチング等が十分にできていません。 【ケアプラン点検：要介護】 ○Web形式への変更による、双方向のコミュニケーションが難しい状況です。 ○点検者の資質向上に向けた取組みが必要ですが、一方で負担感が大きくなっています。									
■要介護認定者に関する自立支援に向けたケアマネジメント支援については、「ケアプラン点検」の手法により実施しています。ケアマネジャー、地域包括支援センター職員及び三重県介護支援専門員協会桑名支部の主任ケアマネジャーによるワーキングにより、ケアマネジャーの「気づき」を促し、お互いの資質向上を目指す会議となつ											
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○地域ケア個別会議(要支援・要介護)の目的、主旨等を勘案したうえで、位置づけ、実施方法等について、地域包括支援センター、三重県介護支援専門員協会桑名支部と協働し、ケアミーティング(届出制)との連動も含めてより効果的に実施できるよう検討します。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分							
事業名	日常の療養支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
105	保健医療課						○	○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた場所で生活ができるよう、医療・介護・福祉関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常療養生活を支援します。		○ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークの地域資源情報を更新するとともに、操作方法の動画を配信し利用促進しています。 ○在宅医療と介護の多職種連携研修会を開催し、連携の強化を図っています。 ○地域住民向けに市民公開講座やふれあいトークを実施し、認知症や在宅医療、ACP等の周知・啓発をしています。 ○ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークやくわな在宅医療介護マップを知っていても十分に活用されていない現状があるため、さらなる利用促進と内容の充実が必要となります。 ○医療機関・介護事業所を対象に実施した意識調査から、多職種で連携を強化できると思いますかという問いに対して、更に強化できる(したい)と回答している事業所が多いため、それぞれの役割について理解を深めながら連携を強化していきます。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークの活用促進を図るため、情報を更新し、利用方法を動画配信します。 ○在宅医療と介護の多職種連携研修会の内容の充実を図るとともに、参加しやすい研修会の開催に努めます。 ○市民公開講座やふれあいトーク等を通じて、地域住民へACPや在宅医療の普及啓発をします。										

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	入退院支援										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
106	保健医療課						○	○	○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■医療と介護の両方を必要とする人が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるよう、入退院の際に、医療と介護が一体的でスムーズにサービス提供できるようにします。		○入院医療機関と在宅療養に係る事業所等が協働し、切れ目のない入退院支援を行うため、ワーキンググループを設置し、入退院の手引きの改訂や病院との合同研修会を実施しています。 ○ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークにて、入退院の手引き改訂の説明動画の配信を実施しています。 ○医療機関と介護事業所の双方がそれぞれの役割分担を理解し、連携をより深める必要があることが課題となっています。 ○患者本人の希望により病気が完治しなくても退院できる(在宅で医療が受けられる)選択肢があることへの理解が広がることが望まれます。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○入退院の手引きの改訂については、ワーキンググループで検討し、必要に応じて改訂し、周知します。 ○入退院の手引きの利用促進に向けた取組を検討し実施します。 ○病院と在宅医療・介護関係者の合同研修会を実施します。 ○専門職の資質向上研修会を開催します。 ○在宅医療について、地域住民への周知・啓発を図ります。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	急変時の対応										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
107	保健医療課						○	○	○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■医療と介護の両方を必要とする状態の人の急変時にも、本人の意思が尊重された適切な対応が行われるよう、医療・介護・消防(救急)の連携を強化します。		○在宅療養に関わる専門職と救急隊の連携に向けた取組として、緊急時の情報連絡票利用の手引きを作成し、救急医療情報キットとともに普及啓発を行っています。 ○消防本部と合同で、多職種研修会を実施しています。 ○急変時にも本人の意思が尊重された適切な対応が行われるために、地域住民にACPの周知が必要です。 ○緊急時の情報連絡票や救急医療情報キットを知らない、知っているが患者・利用者に勧めてはいない、という専門職もいるため、関係者に向けた普及啓発を行う必要があることが課題となっています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○医療と介護の多職種連携研修として消防本部との合同研修会を実施し、連携の強化を図ります。 ○ACP、救急医療情報キット、緊急時の情報連絡票について地域住民への啓発を重点的に実施します。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	看取り										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
108	保健医療課						○	○	○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■地域住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療・看護関係者が、本人や家族と人生の最終段階における意思を共有し、望む場所での看取りを実現できるように支援します。		○ACPの普及啓発に向けて、市民向けの講演会や講話（ふれあいトーク等）、広報・ホームページでの周知、医療・介護従事者向けの研修会を開催してきました。 ○地域住民の在宅医療への知識やACPの認知度が十分ではないため、病院以外で最期を迎えることが出来ることを知らない住民が多いことが課題となっています。 ○医療・介護従事者もACPに関する理解を深め、患者又は本人やその家族に対し、実践していく必要があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○地域住民にACPや在宅医療また在宅看取りに関する情報提供を行うとともに、講演会や講話等の機会をとらえて普及・啓発を行います。 ○関係者が、ACPを深く理解し、それぞれの立場で活かすことができるよう研修会等を実施します。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	生活支援コーディネーターの配置										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
110-111	福祉総務課、市社会福祉協議会、介護予防支援室		○	○							
事業等の概要		現状と課題									
■高齢者をはじめとする生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」について、市全体を区域とする第1層で統括的な生活支援コーディネーターを桑名市社会福祉協議会に委託し、配置しています。 ■日常生活圏域に相当する第2層でそれぞれの地域包括支援センターの管轄区域を担当する「生活支援コーディネーター」を各地域包括支援センターに配置し、桑名市、地域包括支援センターと相互の連携を確保しています。		○個別支援の積み重ねから地域の生活支援体制に関連する課題が見えてくるという流れにおいて、地域ケア会議や総合相談、介護支援専門員からの個別相談等との連動が不十分な点があり、個別支援の積み重ねからの地域課題が十分見いだせていない可能性があります。 ○高齢者の生活を支援し、課題を解決するために必要とされる地域資源が多様化してきており、「通いの場」だけでない多様な地域資源の開発、コーディネートやマッチングが十分にできていない可能性があります。 ○多様な地域資源のコーディネートやマッチング、地域包括支援センターとの連携が業務の中心であり、地域の介護支援専門員との連携による支援（居・西介護者のため含めて）まで十分に行									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○地域ケア会議や総合相談、地域包括支援センター、介護支援専門員等との協議・連携を強化し、圏域会議や協議体の場等を活用し、個別支援の積み重ねからの地域課題の発見、資源開発につなげていきます。 ○人生の最期まで自分らしい生活を送れるための生活課題を解決するために、より多くの選択肢(資源)を地域に見出し、高齢者にコーディネートすることを目指します。そのためには、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連携をより強化します。 ○まちづくり協議会、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員をはじめとする、関係機関と連携を強化して活動に取り組み、多様化するニーズに対応していきます。 ○「就労的活動支援」という高齢者の社会的役割の創出について、地域住民相互の支え合い活動の推進等により、継続していきます。 ○住民主体を支援する地域への働きかけを行い、様々な分野との連携や連動をイメージしながら、地域づくりを進められるよう、生活支援コーディネーターの資質向上にも継続して取り組んでいきます。											

大分類	包括的支援事業	中分類	社会保障充実分								
事業名	「協議体」の設置										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
112	福祉総務課、市社会福祉協議会、介護予防支援室		○	○							
事業等の概要		現状と課題									
■各地域における生活支援コーディネーターや各種団体の代表者等、生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークである「協議体」については、市町村区域に相当する第1層では、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を「協議体」として活用しています。 ■日常生活圏域に相当する第2層では、地域の関係者と連携し、定期的な情報の共有・連携強化の場として「協議体」の設置を目指しています。		○地区社会福祉協議会やまちづくり協議会等が主体となり、「協議体」の設置が各地区で少しずつ進められていますが、まだ市内全域には広がっていません。 ○地域課題解決に向けた新たなネットワークづくり等の活動を、地域全体の問題として取組を進めようとする動きについて、住民の意識に地域差があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○「協議体」が未設置である地区においては地区社会福祉協議会やまちづくり協議会、NPO法人や民間企業等の多様な主体による設置が実現されるよう、生活支援コーディネーターが中心となり推進していきます。 ○生活支援コーディネーターが積極的に地域住民等に働きかけ、地域ケア会議などで抽出した課題を参考にしながら、地域に共通する課題や有効な支援策の検討、地域における情報共有や連携・協働を推進します。											

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	介護給付適正化事業（要介護・要支援認定の適正化）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
113、158、160	介護高齢課				○	○	○			
事業等の概要					現状と課題					
■要介護認定、要支援認定の公平性、客観性を保つため、認定調査員が作成した調査票の内容について、ほぼ全件を、市職員と市社協職員が二重に点検しています。 ■認定調査員相互間の情報共有と調査の平準化を図るため、月例勉強会を開催しています。 ■認定審査会における審査・判定の平準化・適正化を図るため、主治医意見書の記載内容の充実化を含め、機会を捉えた周知・分析に取り組んでいます。					○認定調査件数の増加や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による調査時間等の制約もあり、認定調査員の負担は増加しています。 ○認定調査員との合同勉強会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり一時は、勉強会開催回数は減少しましたが、認定調査において判断が困難な事例について具体的に議論を行うことで、平準化を図りました。 ○国・県と比較して認定率は低いですが、年齢構成の変化に伴い、今後の認定率は高まる見込みであり、注視する必要があります。					
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○認定調査票の点検及び認定調査員との合同勉強会を継続していきます。 ○認定審査会における適正化を図るため、主治医意見書の記載内容の充実も含めて、周知・分析に取り組んでいきます。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
認定調査票点検数(件／年)		4,800		4,820		4,840				
勉強会開催数(回／年)		4		4		4				

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	介護給付適正化事業（ケアプラン点検）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
113、158、160	介護高齢課、介護予防支援室、地域包括				○	○	○			
事業等の概要					現状と課題					
■地域ケア個別会議において、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行うことで、結果的に介護給付の適正化につながるよう取り組んでいます。 ■ケアミーティング（届出制）により新規に要介護認定の申請を行い、認定に先立ち暫定的にサービスを利用する申請者のケアプランの確認を桑名市及び担当地域包括支援センターで行っています。					○地域ケア個別会議の対象となる要件を絞り、事業者の負担軽減を図りましたが、一方でケアマネジメント支援（ケアプラン点検）の機会が減少しています。 ○専門性を求められるケアマネジメント支援において、点検側の資質向上が求められます。					
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○自立支援に資するケアマネジメント支援がケアプラン・給付の適正化につながるよう、より効果的な地域ケア個別会議等の実施方法の見直しを検討します。 ○点検を行う地域包括支援センター、三重県介護支援専門員協会桑員支部と連携し、介護支援専門員への講習会等の開催により、介護支援専門員、点検者ともに資質向上を図ります。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
ケアプラン点検の実施（件／年）		200		200		200				

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	介護給付適正化事業（福祉用具購入及び住宅改修の点検）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
113、159、160	介護高齢課				○	○	○			
事業等の概要		現状と課題								
■福祉用具購入及び住宅改修を行った人について、毎月それぞれ1割程度を抽出し、書類による実態調査を行い、福祉用具等の必要性や利用状況を確認しています。 ■2020(令和2)年度に作成した「介護保険住宅改修の手引き」の周知・徹底を図るとともに、申請受付体制やチェック体制の見直しを行い、適正化を図っています。		○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した書類審査の継続により、調査件数を確保することで、適正化を図っています。 ○国の基本指針の見直しにより、事業としては「ケアプランの点検」に統合されます。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○効率化を図るため「福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検」を統合して実施します。 ○引き続き、毎月、福祉用具購入又は住宅改修の申請者から1割程度を抽出し、書類による審査を行います。 ○「介護保険住宅改修の手引き」の周知・徹底を図ります。										
区 分		2024(令和6)年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度				
調査件数（件／年）		80		80		80				

大分類	任意事業	中分類								
事業名	介護給付適正化事業（医療情報との突合・縦覧点検）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
114、159、161	介護予防支援室				○	○	○			
事業等の概要		現状と課題								
■不適切な介護報酬の請求を効果的かつ効率的に排除するために、同一の保険者に係る複数の月又は介護事業者にわたるレセプトを照合する「縦覧点検」と医療保険に関するレセプトと介護保険に関するレセプトとを照合する「医療情報との突合点検」を、三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。		○医療情報との突合点検及び縦覧点検全ての帳票について、三重県国民健康保険団体連合会に委託し、点検や事業所に対する指導を実施しています。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										[方向性] 継続
○引き続き、縦覧点検及び医療情報との突合点検を三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。										
区 分		2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度						
縦覧点検の点検帳票数		10	10	10						

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	認知症高齢者見守り事業〔家族介護支援事業〕									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
115	介護予防支援室							○		
事業等の概要		現状と課題								
■認知症により行方不明になる恐れのある高齢者を事前登録し、行方不明になった場合に協力機関に、捜索の協力を依頼する「徘徊SOS緊急ネットワーク事業」を実施しています。 ■登録者のうち希望する人にはSOSステッカーを配布し、早期発見に努めています。		○徘徊SOS緊急ネットワーク事業についての周知が不足しています。 ○情報発信の方法に課題があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		〔方向性〕 継続・内容変更								
○徘徊SOS緊急ネットワークの周知啓発を行うとともに、多くの協力者に捜索に参加してもらえる情報発信のあり方を検討し、行方不明者の早期発見に努めます。 ○認知症の人の見守り体制として、徘徊SOS緊急ネットワーク事業やそれ以外の手段についても、早期発見につながる仕組みを検討していきます。										

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	成年後見制度利用支援事業									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
116	介護予防支援室								○	○
事業等の概要		現状と課題								
■認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難と判断される場合、その費用を助成することで、成年後見制度の利用を支援しています。 ■認知症高齢者等のうち、配偶者又は2親等以内の親族を欠く人等を対象に、桑名市が後見開始等に関する審判を請求します。		○後見開始等に関する審判の請求及び診断書料等の助成を実施しており、成年後見制度の利用促進の観点からも引き続き実施していく必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○認知症高齢者等の増加が予測される中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためにも、引き続き事業を実施していきます。										

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	住宅改修支援事業									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
116	介護高齢課			○						
事業等の概要			現状と課題							
■介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護支援又は介護予防支援が行われないため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、理由書を作成した介護支援専門員等に作成に要した費用を助成しています。			○適切に住宅改修を推進するために、介護支援専門員による支援は今後も必要です。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標					[方向性] 継続					
○引き続き、住宅改修支援事業を実施していきます。										

大分類	任意事業	中分類	-								
事業名	認知症サポーター等養成事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
117	介護予防支援室								○		
事業等の概要		現状と課題									
■認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解と偏見を解消し、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。 ■地域住民をはじめ商店・企業・学校等で開催しています。 ■認知症の人やその家族の支援者となるためにさらに必要な知識を得るための認知症サポーターステップアップ講座を行っています。		○2022(令和4)年度末時点で認知症サポーターは22,835人です。 ○認知症サポーターステップアップ講座は、2022(令和4)年度末までで25回開催し、424人が受講しています。 ○チームオレンジやオレンジカフェのボランティア等、認知症サポーターやステップアップ受講生が活躍する場が増えています。 引き続き、認知症サポーターを養成するとともに、サポーター等が活躍できるよう支援していく必要があります。 ○小中学校等の教育機関など、認知症サポーター養成講座を開催する機会が増えているため、認知症サポーターを育成する役割を持つキャラバンメイトも増やしていく必要があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○認知症に対する理解を広めていくため、認知症の人と地域で関わる人が多いスーパーや商店、金融機関などの職域や、教育機関、地域などさまざまな機会を活用して引き続き実施していきます。 ○認知症サポーターやステップアップ受講生が活躍するための支援、キャラバンメイトと協働できる体制づくりに取り組んでいます。											

大分類	任意事業	中分類	-							
事業名	重度ALS患者入院コミュニケーション支援事業									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
118	介護予防支援室									○
事業等の概要		現状と課題								
■重度筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者が入院する際に、本人とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣し、医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援する事業です。		○この事業の利用実績はありませんが、重度のALS患者にとって医療機関の従事者との意思疎通が図られることは、本人の安心と適切な医療につながることから、この事業の継続が必要です。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○必要な事業として地域支援事業に位置付けられており、桑名市としても継続して事業を実施するとともに、必要な人には適切にこの事業の利用につなげていきます。										

大分類	特別給付	中分類	-							
事業名	通院等乗降介助サービス費の支給									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
120	介護予防支援室			○						
事業等の概要		現状と課題								
■退院後の在宅復帰を支援するための通院介助として、自力で安全に通院できない要支援認定者を対象に、通院等乗降介助に相当するサービスを3か月以内の期間で実施しています。 ■対象者 1.30日以上入院後、退院してから3か月以内で居宅から病院受診する場合（入院の日以後の申請による認定の結果、要支援に認定された者に限る） 2.要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合 ■サービス内容 1.片道につき1回とし、週当たり2回、かつ、月当たり8回を限度とする 2.利用者負担（単価の3割負担＋実費（単価：片道1回 1,030円）		○利用者は少ないのが現状ですが、入院から在宅復帰を支援する観点からも有効に利用されており、今後も継続が求められます。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○退院後の在宅復帰を支援、認定変更時の経過措置として有効なサービスであるため、引き続き対象となる要支援者について実施します。										

大分類	特別給付	中分類	-							
事業名	おむつ購入費の支給									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
121	介護予防支援室			○						
事業等の概要				現状と課題						
■おむつ購入費支給事業は、在宅で常時おむつを使用している要介護4・5の認定者を対象に、おむつ引換券を支給しています。一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員であって、この事業に登録する事業者に対して使用することができます。 ■支給額の上限は1月当たり6,000円(うち1割は利用者負担)です。				○申請者数は、年々増加傾向です。 ○在宅生活の可能性を高める観点から、おむつ購入費支給事業の継続が求められます。						
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標				[方向性] 継続						
○今後も、在宅の要介護4・5の認定者を対象に、おむつ購入費支給事業を実施します。										

大分類	特別給付	中分類	-							
事業名	訪問理美容サービス費の支給									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
122	介護予防支援室			○						
事業等の概要		現状と課題								
■訪問理美容サービスについては、外出が困難な在宅生活者で、要介護4・5の認定者を対象に、訪問理美容利用券を支給しています。三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員であって、この事業に登録する事業者に対して使用できます。 ■年に3枚を上限に交付しています。		○申請者数は、年々増加傾向です。 ○在宅生活の可能性を高める観点から、訪問理美容サービスの継続が求められます。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										[方向性] 継続
○今後も、在宅で生活する要介護4・5の認定者を対象に、訪問理美容サービスを実施します。 ○支給額を1枚当たり2,500円から3,000円に拡充します。										

大分類	特別給付	中分類	-								
事業名	短期集中予防サービス費の支給										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
123	介護予防支援室			○							
事業等の概要				現状と課題							
■介護予防・生活支援サービス事業の「短期集中予防サービス」は、要介護者についても生活機能の向上に寄与することが期待されます。そこで、要介護者を対象として、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービスである「くらしいきいき教室」、「栄養いきいき訪問」、「いきいき訪問」に相当するサービスを提供しています。				○利用者数は増加傾向であり、各サービスが浸透するにつれ利用方法も多様化しています。 ○今後も啓発を行い、より有効な活用を促進することが重要です。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 継続											
○介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービスそれぞれの方針に準じた見直しを行います。											

大分類	重層的支援体制整備事業	中分類									
事業名	重層的支援体制整備事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
124-125	福祉総務課							○		○	
事業等の概要		現状と課題									
■8050問題やダブルケアなど、地域の福祉課題は複雑化・複合化して高齢者に対する施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。こうした背景のもと、本市では、2017(平成29)年度から大山田地区、2020(令和2)年度から多度地区及び長島地区に「福祉なんでも相談センター」を開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を行っています。 ■2022(令和4)年度からは、属性や世代を問わない相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応する「参加支援事業」、住民同士の顔の見える関係性の育成を支援する「地域づくり支援事業」の3つの事業を一体的に進める「重層的支援体制整備事業」を実施しています。		○複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、生活困窮者の自立相談支援機関に併設して福祉支援室を設置し、ここを中心に多機関協働による重層的支援を実施しています。 ○専門多職種が連携して、支援を必要とする人と継続的につながり、関わりながら、課題を解決するまでの継続した支援が求められています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 新規											
○福祉支援室を中心に、市全体及び関係機関が連携して、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり支援事業」の3つの事業を一体的に行う重層的支援体制の構築を目指します。 ○地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」を担う中心的な機関の一つとして、組織体制の機能強化を図るとともに、多機関協働による具体的な支援に迅速につながります。											

大分類	高齢者保健事業	中分類								
事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
126-127	保健医療課、介護予防支援室、地域包括	○	○							
事業等の概要		現状と課題								
■高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活、健康で充実した生活が続けられるように、保健医療課、地域包括支援センター等の保健・福祉専門職が、地域の関係者と連携しながら、後期高齢者の健康増進・フレイル予防を一体的に実施する取組です。 ■三重県後期高齢者医療広域連合との連携により、国保データベースシステム(KDBシステム)を活用しながら、疾病予防・重症化予防・フレイル予防のための訪問指導や、「通いの場」等における健康教育・健康相談を実施しています。		○KDBシステムによるデータをみると、桑名市では糖尿病や腎不全の医療費の割合が高くなっています。こうした生活習慣に起因した疾病は、介護リスクや認知症のリスクも高く、その重症化の予防に取り組む必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に引き続き取り組みます。 ○一体的実施にあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め保険年金室及び保健医療課並びに三重県後期高齢者医療広域連合、介護予防支援室、地域包括支援センターと連携して取組を進めます。 ○「通いの場」等で出前講座等を実施し、必要に応じ、新たな「通いの場」の創設を推進していきます。 ○ハイリスク者に対して訪問によるアウトリーチ支援等を行います。										

大分類	老人福祉法関係	中分類									
事業名	養護老人ホーム〔措置〕										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
128	介護予防支援室									○	
事業等の概要		現状と課題									
■養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者の入所施設です。桑名市においては、桑名福祉ヴィレッジの中に「シルバーサポートらむの丘ハウス」が整備されています。		○入居にいたる経過が複雑な課題を抱える高齢者も少なくなく、自立退所は少数となっています。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
〔方向性〕 継続											
○特別な事由により自宅で生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っていきます。											
○複雑な課題を抱える高齢者であっても、地域共生社会の中で社会的な役割を担うことや、活躍の場を創出することで、自立した生活ができるよう支援していきます。											

大分類	その他一般施策	中分類								
事業名	シルバー人材センター									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
129	介護高齢課		○							
事業等の概要		現状と課題								
■シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の指定を受けている団体で、公共性の高い法人です。 ■高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、本市には、公益社団法人桑名市シルバー人材センターが設立されています。就業を希望する60歳以上の方が会員となり、発注者からの依頼により、事務や軽作業に従事しています。 ■生きがいづくりや健康維持などの点からもシルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってきています。		○桑名市シルバー人材センターでは、高齢者の世話や育児サービスなどの福祉家事援助、筆耕・宛名書きなどの受注・斡旋を行っています。これに加え、学童保育所での放課後児童の預かりなども実施しています。 ○また、介護予防・生活支援サービス事業の「えぷろんサービス」(67頁)の担い手として、軽易な家事援助等のサービスを提供しています。 ○定年延長により、新規会員の加入が伸び悩んでいます。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○市の福祉事業における活用を進めるなど受注拡大の支援を行います。 ○桑名市シルバー人材センターが実施する新規会員加入促進活動への支援を行います。 ○引き続き、「えぷろんサービス」の担い手として委託するとともに、担い手の技術向上のための支援について検討します。										

大分類	その他一般施策	中分類	-							
事業名	老人クラブの活性化									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
130	介護高齢課		○							
事業等の概要		現状と課題								
■高齢者の積極的な社会参加を目的とした自主的な組織として老人クラブがあり、生きがいと健康づくりのため、多様な社会活動を行っています。 ■老人福祉法第13条第2項において地方公共団体は「老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」とされており、本市においても活動に対する補助などの支援を行っています。		○加入率が年々低下しています。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○老人クラブの活性化を図り、市、社会福祉協議会等が行う高齢者保健福祉サービスへの協力を要請していきます。										

大分類	その他一般施策	中分類	-							
事業名	入浴支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
131	介護高齢課			○						
事業等の概要			現状と課題							
【高齢者ふれあい入浴事業】 ■市内に住所を有する満70歳以上の在宅者を対象としてふれあい入浴券を交付し、外出機会の増進、社会交流の促進、健康保持を図っています。 【高齢者入浴扶助事業】 ■市内に住所を有する満70歳以上の在宅者のうち、自宅に入浴設備がない方等を対象として無料入浴券を交付し、保健衛生面、精神面等の安定確保と健康増進を図っています。			○入浴扶助事業については、対象施設のうち1か所が第8期中に廃業し、2か所が設備の老朽化により長期休止中です。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標			[方向性] 継続							
○引き続き、事業の適正な執行に努めます。 ○昨今の状況では、昔ながらの地域に根差した入浴施設の新設は、望めそうにありません。入浴サービスを実施する健康・ケア教室など新たな地域資源の活用を視野に、この事業だけに頼らない、様々な入浴支援を検討します。										

大分類	その他一般施策	中分類	-							
事業名	くわな見守りサポート									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
132	介護予防支援室	○		○				○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■IoTを利用して65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守りを行うために、2022(令和4)年度から事業を開始しました。 ■高齢者等の自宅の冷蔵庫にセンサーを設置し、その開閉の状況をもとに見守りを行います。 ■公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、3年間の長期継続契約を締結しています。		○在宅で生活する一人暮らし高齢者が増加しており、心身に急変があった場合に早期に発見できる見守り体制が必要です。 ○周知を行うと反響はあるものの利用者数の伸びが低調であり、潜在的な利用希望者に事業が周知できていない可能性があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○本人、家族、民生委員や支援者に対して十分周知が進むよう、効果的な機会を検討し、広報を実施します。 ○IoT機器等を活用した見守り体制の構築を推進することで、一人暮らし高齢者等が安心・安全に在宅生活を継続できる環境づくりを進めるため、現在の契約期間満了時に公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。										

大分類	その他一般施策	中分類									
事業名	地域共生社会に向けた見守り協力事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
133	介護予防支援室							○			
事業等の概要		現状と課題									
■支援を必要とする高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭等を早期に発見して、適切に支援することを目的として、「地域共生社会に向けた地域見守り協力事業」を実施しています。協力機関が日常の業務を通じて気付いた高齢者等の異変を通報するよう協定を締結しています。		○地域生活における福祉課題は多様化・複雑化しており、これまでのような分野・対象者別の縦割りの地域支援を見直し、地域住民を中心としたすべての関係者が「我が事」として「丸ごと」対応できる地域共生社会を目指す必要があります。 ○地域貢献に関心を持つ民間企業からの申出が続いており、本事業を含めた市と企業の包括協定に発展するケースがあります。 ○本事業の前身である「高齢者見守りネットワーク事業」（見守り対象が高齢者のみの内容）として、協定を締結している事業者に対して、本事業の趣旨を理解していただき、本事業に係る協定締結を促進する必要があります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○地域共生社会の実現に向けて、コラボ・ラボ等の窓口活用も含め、「地域共生社会に向けた地域見守り協力事業」の協力機関拡大を推進することで、民間事業者等の協力を得ながら、公民連携による地域における見守りのネットワークのさらなる充実を図ります。											
○高齢者見守りネットワーク事業の協定事業者に対し、本事業に係る協定締結を働きかけます。											

大分類	その他一般施策	中分類									
事業名	福祉有償運送										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
134	介護予防支援室			○							
事業等の概要				現状と課題							
■NPOや社会福祉法人等が、道路運送法第78条第2号に規定する「自家用有償旅客運送」の一類型として法令に基づき、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（その他の公共交通機関）を利用することが困難な者に対して、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行うドア・ツー・ドアの移送サービスを提供します。				○高齢化の進展等による移動困難者の増加、障害者の社会参加の定着推進等を背景に、移動支援のニーズが一層拡大しています。 ○個別性は高いが、利用者は介護が必要な高齢者や障害者等に限定されることにより、全ての希望者が利用できる制度ではありません。 ○道路運送法の規制により、登録事業者の新規参入や規模拡大に条件があります。							
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標											
[方向性] 継続											
○引き続き、サービス提供が円滑に行われるよう事業者との連携や支援に努めます。 ○移動困難者が安全で安心できる地域生活の質の向上を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業等、多様な制度を組み合わせながら、移動手段の確保、地域福祉の推進を図ります。											

大分類	その他一般施策	中分類	-							
事業名	初任者研修助成									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
136	介護高齢課						○			
事業等の概要		現状と課題								
介護職員初任者研修の受講費を補助することにより、介護人材の資質向上、就労定着を支援しています。		受講できる施設が限られており、受講の支障となっている可能性があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○引き続き、事業の適正な執行に努めます。 ○市内事業者に研修実施機関となつていただけるよう、働きかけます。また、研修実施機関となるための課題等をヒアリングし、それに対する支援が実施できないか検討します。										

大分類	その他一般施策	中分類								
事業名	介護支援専門員及び主任介護支援専門員研修助成									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
137	介護高齢課						○			
事業等の概要		現状と課題								
■より専門性の高い人材の育成や金銭的負担軽減を通じた人材の確保を目的として、介護支援専門員や主任介護支援専門員が勤務する市内の居宅介護支援事業所等に対して、事業所が負担した次の研修費用の半額を助成します。 ・介護支援専門員の更新研修 ・主任介護支援専門員研修 ・主任介護支援専門員更新研修		○令和3年度から介護従事者確保事業費補助金を活用し、事業を開始しました。 ○居宅介護支援事業所の人員基準について、令和9年4月1日以降、全ての事業所の管理者に主任介護支援専門員を設置することが義務化される予定です。 ○対象となる研修の受講者数のうち、申請に至ったのはおおむね3割程度と低調です。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										[方向性] 継続
○引き続き、概ね現行の制度を継続します。 ○助成の条件の見直し等、利用しやすいよう制度設計を検討するとともに事業の周知を引き続き実施します。										

大分類	その他一般施策	中分類	-								
事業名	ケアプランデータ連携システム導入促進助成事業										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
138	介護予防支援室						○				
事業等の概要		現状と課題									
■ケアプランデータ連携システムは、介護現場の負担軽減や職場環境の改善を目的として、厚生労働省からの依頼により国民健康保険中央会が構築、運用するシステムです。 ■介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やり取りされるサービス提供票のデータ連携を可能にし、介護事業所の文書作成に要する負担を軽減することが期待されます。 ■システムを導入する事業所が少ないと、事務負担軽減等の効果が限定的になります。		○令和5年度から開始したサービスですが、市内の導入状況は6事業所(2法人)です。(令和5年11月現在) ○市内事業所のシステム導入意向についてのアンケート結果から、導入が進んでいない理由には下記のものがありました。 ・他の事業所が連携システム導入をしていない、または、導入しているか不明 55% ・システム導入に費用が掛かる 45% ・操作等について、従業者の不安が大きい 26% ・システム利用の効果が見通せないため 26%									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 新規									
○導入初年度のみ、1年分のシステム利用料相当(約2万円分)の助成を実施します。 ○助成により事業所のシステム導入を促進することで、同時期かつ早期に高い導入率を確保し、システム導入による事務負担軽減効果が最大限に発揮され、事業者がシステム利用のメリットを実感しやすい環境の構築を図ります。 ○操作説明会の開催等、システムの操作等における従業者の不安解消に資する取組を検討します。											

大分類	その他一般施策	中分類								
事業名	運転免許証自主返納支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
139	介護予防支援室									○
事業等の概要		現状と課題								
■高齢者による交通事故を減少させるため、運転免許証を自主返納した高齢者を対象に下記の支援を実施しています。 ①運転経歴証明書交付手数料助成(1,100円) ②K-バス回数券(13枚綴り)3冊か交通系ICカード3,000円分(デポジット料500円含む)のいずれか		○高齢者の社会参加を促進するためにも、免許証返納後の移動手段の確保が重要な課題となります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										[方向性] 継続
○運転免許証を自主返納した高齢者への支援を引き続き実施します。 ○利用者の情報を地域包括支援センターと共有し、免許証返納後の不安や心配事を軽減する体制づくりを進めます。										

大分類	その他一般施策	中分類								
事業名	特殊詐欺被害防止機器の貸付・購入費助成									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
140	介護予防支援室									○
事業等の概要		現状と課題								
■高齢者を対象に特殊詐欺による犯罪被害を未然に防止するため、特殊詐欺被害防止機器を無料で貸出しています。 ■高齢者を対象に特殊詐欺被害防止機器の購入費の2分の1(上限10,000円)を補助しています。		○高齢者のみの世帯が増加する中、オレオレ詐欺、還付金等詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の特殊詐欺電話、悪質商法等の勧誘電話など、高齢者が犠牲となる事件が後を絶ちません。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○特に高齢者は特に特殊詐欺被害に遭いやすい傾向があるため、特殊詐欺等被害防止機器の貸出しと購入費助成を引き続き実施します。 ○利用者の情報を地域包括支援センターと共有し、不安や心配事を軽減する体制づくりを進めます。										

大分類	認知症施策推進計画関係	中分類								
事業名	普及啓発・本人発信支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
142	介護予防支援室、地域包括		○					○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域で安心してその人らしく暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深めるための普及啓発を行っています。		○認知症に関する正しい知識を持ち、それぞれの立場で認知症の本人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する、「認知症サポーター養成講座」を地域住民、商店や企業、学校等で実施しています。 ○「認知症市民公開講座」や認知症月間における図書館展示・街頭啓発・広報掲載などさまざまな機会をとらえて啓発を実施しています。 ○本人発信の場として、「認知症サポーター養成講座」での語り、「オレンジカフェ」での交流など実施しています。 ○認知症に対する画一的で否定的なイメージが根強く、早期受診や支援を受け入れにくい状況があります。結果として、症状が進行してから支援がスタートすることも多く、予後にも影響します。 ○認知症に対する正しい知識と理解が、今後必要です。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○「認知症サポーター養成講座」の取り組みを引き続き推進し、認知症の人を含む高齢者への理解の促進を進めていきます。 ○認知症地域支援推進員とともにさまざまな機会を活用して認知症について啓発を行っていきます。 ○認知症に対する画一的なイメージを払拭するために、本人発信の機会を増やしていきます。また、認知症の人及び家族等の声を聞くとともに普及啓発を進めていきます。										

大分類	認知症施策推進計画関係	中分類								
事業名	予防（認知症初期集中支援チーム等）									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
143	介護予防支援室、地域包括		○					○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」といった「予防」についての普及啓発や「認知症初期集中支援チーム」による支援など行っています。		○「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置し、保健・福祉専門職による訪問等により、認知症が疑われるが診断を受けていない人、継続的な医療サービスや適切な介護サービスに結びついていない人等へ包括的、集中的な支援を行っています。 ○認知症の早期発見・早期対応につながるための普及啓発を行っています。 ○症状進行後や、対応が難しくなってから把握することが多く、支援につなげることが困難なケースが多くあります。 ○より早期に発見・支援につなげるために、そのメリットや相談先の周知、医療・介護の連携をさらに強化する必要があります。 ○認知症の発症を遅らせるため、多様な社会参加の場に関する情報や生活習慣病の予防等の認知症を含めた介護予防に関する情報発信を積極的にする必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										〔方向性〕 継続
○早期発見・早期対応につながる医療・介護連携ができるよう、認知症ネットワーク連携部会等の協力を得ながら初期集中支援チームの活動のあり方、連携体制の構築を行っていきます。 ○認知症の早期発見・早期対応のメリットや、MCI(軽度認知障害)、認知症予防に関する情報を、様々な機会を活用し啓発を続けていきます。										

大分類	認知症施策推進計画関係	中分類								
事業名	医療・ケア・介護サービス・介護者支援									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
144-145	介護予防支援室、地域包括		○					○	○	○
事業等の概要		現状と課題								
■認知症の人の早期発見・早期対応のために、地域の関係機関との連携を推進します。また、認知症の人を一人の人として尊重し、その方の持つ力を活かして生活できるよう医療・介護などの支援者の対応力向上と支援体制の構築に取り組めます。		○在宅医療・介護連携支援センターと認知症ネットワーク連携部会共催で、認知症ケアに関する「多職種連携研修会」を開催しています。 ○若年性認知症支援推進事業の一環として、本人・家族及び地域包括支援センター等が活用・連携するための相談窓口を設置しました。 ○「認知症地域支援推進員」を中心に、本人、家族、地域住民、医療・介護サービス事業所等のネットワーク形成を進めています。 ○地域資源の「見える化」を図るため、「くわな認知症安心ナビ(認知症ケアパス)」を作成し、随時、情報更新を行っています。 ○身寄りのない認知症高齢者や、複合的な課題を抱えた家庭が増加しており、さまざまな機関が連携を強化する必要があります。 ○認知症地域支援推進員は地域課題や本人・家族等の声をもとに支援体制を構築することが望めますが、課題の分析、ニーズの把握が十分ではありません。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○支援者間のさらなる連携強化及び認知症ケアの向上に向けて、多職種連携研修会を引き続き実施します。 ○認知症に関する相談の増加、内容の複雑化、多様化するニーズに対し、迅速な支援体制を構築するため、地域包括支援センターと連携・協働していく「認知症伴走型総合相談窓口」を新たに設置します。 ○認知症地域支援推進員を新たに認知症伴走型総合相談窓口にも配置することを検討し、支援体制の構築、本人・家族支援の充実を図ります。 ○認知症地域支援推進員を中心に、「オレンジカフェ」や「本人・家族のつどい」の開催及びその支援、より活用しやすい「認知症ケアパス」への改定、認知症支援のネットワークづくり等の推進を行います。また、認知症の本人、家族等の声、地域の課題を把握するよう努め、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターとともに進めていきます。										

大分類	認知症施策推進計画関係	中分類									
事業名	認知症バリアフリーの推進・社会参加支援・若年性認知症の人への支援										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
146-147	介護予防支援室、地域包括		○					○	○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■認知症になっても、一人ひとりが尊重され、その方に合った社会参加が可能となる「地域共生社会」や住み慣れた地域で暮らし続けられるために買い物や移動等生活のあらゆる場面にある障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に向けた取組を推進します。 ■若年性認知症についても、就労や経済的な問題、家族への影響などを踏まえた支援を実施していきます。		○認知症サポーター等の支援チームと認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげる仕組み(チームオレンジ)や地域の見守り体制の構築を目指して「認知症みんなが安心声掛け訓練」を実施しています。 ○認知症の人や家族が安心して出かけて行ける場、認知症に対する理解を深める場として「オレンジカフェ」を開催しています。 ○認知症高齢者見守り事業として、「徘徊SOS緊急ネットワーク事業」を行っています。 ○若年性認知症支援推進事業の一環として、本人・家族等が参加できるつどいの場を実施しました。 ○多様な本人・家族が安心して出かけられる場や、認知症の本人・家族に寄り添った地域のサポートの充実が求められています。 ○認知症であっても、社会参加できる機会やその人らしく生活できる支援が重要ですが、十分ではありません。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○既存のボランティア団体や認知症サポーター養成講座・ステップアップ受講生によるボランティア等による支援と、本人・家族のニーズが結びつくような支援のネットワーク(「チームオレンジ」等)を広げていきます。 ○地域住民・支援者・本人・家族が出会える場である「オレンジカフェ」を地域包括支援センターに限らず多様な実施主体により実施し、充実を図ります。 ○引き続き、地域団体、商店や企業等と連携しながら、「認知症みんなが安心声掛け訓練」を実施していきます。 ○認知症の人の見守り体制づくりとしての徘徊SOS緊急ネットワーク事業や、その他の方法を含め検討していきます。 ○若年性認知症の本人・家族に加えて、若年性以外の認知症本人・家族の居場所、つどえる場の充実を図ります。また、認知症の本人それぞれに合った社会参加の在り方についても検討していきます。											

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類									
事業名	地域連携ネットワークの中核となる機関の設置										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
150-151	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■桑名市社会福祉協議会において桑名市福祉後見サポートセンター（以下、「サポセン」という）を運営しています。 ■サポセンでは、成年後見制度に関する4つの機能があり、 ①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能を実施し、桑名市や家庭裁判所と連携しながら成年後見制度利用の中核機関としての役割を担っています。		○2018(平成30)年にサポセンを中核機関として位置付け、成年後見制度の相談窓口として定着しています。その他、権利擁護支援に関する相談窓口は、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センターに設置されています。 ○一機関だけでは対応できない多様な課題が増えており、本人や地域に対して包括的な支援が行えるような地域連携ネットワークの更なる推進が必要です。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○引き続き、サポセンを中核機関と位置付け、成年後見制度だけにとどまらず地域の権利擁護支援の機能強化に向けて、地域連携ネットワークのコーディネートを担います。											

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類								
事業名	広報機能									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
151	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○
事業等の概要		現状と課題								
■桑名市やサポセンでは、成年後見制度の普及啓発に関する研修やシンポジウムの開催、パンフレットの配布等を行っています。		○シンポジウムを年1回、開催しています。 ○出前講座や広報による啓発を行っています。 ○銀行や郵便局、医療機関、公的機関に司法書士相談会のチラシや相談窓口のパンフレットを配布しています。 ○成年後見制度を必要としている人を地域の中で発見し、早期の段階で支援につなげる重要性を伝える必要があります。 ○判断能力が不十分になった時や親亡き後に備えておきたいという相談が増えており、任意後見制度等についても普及啓発の必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続								
○成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるため、小規模なイベントや地域の集まりの場において、出前講座や出張相談等を開催します。										
○啓発方法として、SNS等も活用していきます。										
○公証人役場や法務局等と連携し、将来の備えへの選択肢として、任意後見制度の周知啓発にも努めます。										

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類								
事業名	相談機能									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
152	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○
事業等の概要		現状と課題								
■桑名市やサポセン、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターにおいて、成年後見制度の相談支援をはじめ、日常生活上の困りごと等の相談支援を通じて、権利擁護の必要な人の早期発見・支援、成年後見制度利用の要否、見守り体制の必要性等、関係者と協議しながら進めています。		○司法書士による成年後見制度相談会を毎月、開催しています。 ○市民からの相談受付、成年後見制度申立支援を行っています。 ○日常生活自立支援事業利用から、成年後見制度申立移行支援を行っています。 ○成年後見制度申立支援から選任されるまでの一時的な支援や対応の調整が困難なケースが増えています。 ○成年後見制度で解決できない課題(身元保証等)の支援策を検討する必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○司法書士相談会を引き続き月1回開催します。 ○相談支援機関(地域包括支援センターや障害者相談支援センター)開催の地域支援調整会議やケース会議において、成年後見制度の必要性の検討や他の権利擁護支援対応策への繋ぎ等、十分な検討を行います。 ○地域の関係機関と共に、身元保証が必要とされる現状を把握し、課題解決に向けた支援策を検討していきます。										

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係		中分類	-							
事業名	成年後見制度利用促進機能										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
153	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■サポセンでは、2015(平成27)年度に市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行っています。市民後見人の受任のマッチングを行い、家庭裁判所から選任されています。加えて、桑名市やサポセンにおいて、後見人候補者の助言を行っています。		○市民後見人フォローアップ講座を年1回、開催しています。 ○市民後見人の受任形態は、法人後見との複数後見で受任しています。 ○後見人候補者の助言や調整支援(会議参加含む)を行っています。 ○市民後見人登録者や養成講座修了生の活動の場が不足しています。 ○市民後見人の受任形態について、複数後見から単独受任への移行についても検討が必要です。 ○専門職後見人の担い手が不足し、受任調整や後見人候補者の検討に時間を要することがあります。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○市民後見人養成については、日常生活自立支援事業生活支援員からの市民後見人への移行についても検討します。 ○養成講座修了生や市民後見人登録者が活動できる場を検討します。 ○市民後見人受任の安定したケースについては、市民後見人の単独受任を検討していきます。 ○専門職団体と連携し、適切な後見人候補者の助言等を行います。											

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類									
事業名	後見人支援機能										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
154	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■後見人選任後も本人の意思決定に寄り添いながら、様々な支援者とともに後見人を支えています。		○後見人選任後、地域支援調整会議等を開催し、本人を支える支援者として、方向性の共有や検討を行っています。 ○親族後見人への相談対応(後見人変更の申立支援)を行っています。 ○後見人選任後も、後見人を含む支援者間で継続的に本人を見守る支援体制が必要です。 ○親族後見人が、後見業務について相談できる機関(サポセン)と繋がっていません。 ○後見人及び支援者は本人の意思決定を尊重する関わりが求められます。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標		[方向性] 継続									
○後見人支援については、引き続き、後見人選任後に地域支援調整会議等を開催し、役割分担や情報共有の場をつくります。 ○家庭裁判所と連携し、親族後見人がサポセンに相談できる体制を整えます。 ○後見人が適切に意思決定支援や身上保護を行えるよう、「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発の方法について検討していきます。											

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類									
事業名	本人を後見人とともに支える「チーム」による対応										
計画掲載頁	担当課等	施策の柱									
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9	
155	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○	
事業等の概要		現状と課題									
■桑名市や地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターは、困難事例や虐待事例に関して検討を行う地域支援調整会議等を随時開催し、様々な専門職が参画する多職種連携により、後見人及び本人を「チーム」で支えています。		○地域支援調整会議等の開催時には、課題に応じて後見人や法律専門職、サポセンの参加を得ています。 ○困難事例や虐待事例については、電子連絡帳等も活用し、関係者間で継続的に情報共有しています。 ○成年後見制度の利用開始時期やその必要性、その他の権利擁護支援対応策についても会議で検討する必要があります。 ○後見人選任後に地域支援調整支援会議等を開催し、本人を支える「チーム」として支援者間で情報共有や連携の仕方を確認し、適切に本人の権利擁護が図られるように継続的に見守る体制が必要です。									
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										〔方向性〕	継続
○引き続き、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センターが開催する地域支援調整会議等のメンバーを「チーム」と位置づけ、課題解決に向け取り組んでいきます。											

大分類	成年後見制度利用促進基本計画関係	中分類								
事業名	地域における「協議会」等の体制づくり									
計画掲載頁	担当課等	施策の柱								
		柱1	柱2	柱3	柱4	柱5	柱6	柱7	柱8	柱9
156	介護予防支援室、市社協、包括、障害福祉課								○	○
事業等の概要		現状と課題								
■桑名市は、地域における協議会等の体制づくりに向け、弁護士、司法書士等の法律専門職と福祉専門職の参加を得て、連携する会議や研修会を定期的に開催しています。		○法律専門職と福祉職の法福連携研修会を開催しています。 ○サポセン運営委員会(小委員会含む)を年4回実施し、法人後見案件や受任調整依頼案件について協議しています。 ○地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する場が必要です。協議会の設置については、既存のサポセン運営委員会を活用し、協議事項に応じて柔軟に参加者を追加・変更できるようにする必要があります。								
第9期の方針及び2024(令和6)年度の目標										
[方向性] 継続										
○地域連携ネットワークの体制強化に向けて、法律・医療・福祉の専門職や関係機関が参加するサポセン運営委員会を「協議会」と位置づけ、中核機関が協議会の事務局を担います。										